

ガバナンス・コンプライアンス基本規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人十勝うらほろ樂舎（以下、「当法人」という）の休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 倫理

(基本的人権の尊重)

第2条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第3条 当法人は、関連法令及び当法人の定款その他の規程を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

2. 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3. 当法人の役員及び職員（以下、あわせて「役職員」という）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく本規程第3章「コンプライアンス」に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分に配慮しなければならない。

第2章 利益相反防止

(自己申告)

第9条 当法人の役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下、「兼職等」という）となる場合には、事前に代表理事に申告するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、当法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むがこれに限られない）に関しても前項と同様とする。

3. 当法人の役職員は、原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に申告するものとする。

4. 代表理事が前各号に基づく申告を行う場合には、これを社員総会に対して行うものとする。

(申告後の対応)

第10条 前条の規定に基づく申告を受けた代表理事（前条第4項に基づく場合には、社員総会により指定された他の理事）は、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために、申告内容を確認の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

第3章 コンプライアンス

(基本方針)

第11条 当法人の役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際しては、コンプライアンスを最優先する。

(組織)

第12条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置く。

- ① コンプライアンス担当理事
- ② コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第13条 コンプライアンス担当理事は、代表理事、又は代表理事が選定する理事をもってあてるものとする。コンプライアンス担当理事は社員総会に対し、当法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- ① コンプライアンス施策の実施の最終責任者

- ② コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- ③ コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第 14 条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、1人以上の外部有識者を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- ① コンプライアンス施策の検討及び実施
- ② コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- ③ コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- ④ 第 2 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 3 号の処分及び再発防止策の公表
- ⑤ その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(報告、連絡及び相談ルート)

第 15 条 当法人の役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行っ

た場合はこの限りでない。

2. コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

第 4 章 公益通報者保護

(通報等の方法)

第 16 条 役職員は、次に定めるヘルプライン窓口（以下、「ヘルプライン窓口」という）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法により通報（以下、「通報等」という）を行うことができる（以下、通報等を行った役職員を「通報者」という）。

- ① 本規程第 3 章「コンプライアンス」に定めるコンプライアンス委員会
- ② 事務局
- ③ 外部機関

・窓口の名称：いとうリーガル総合事務所

・通報先メールアドレス：forkmya29116@gmail.com

2. 契約又はその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(不利益処分等の禁止)

第 17 条 当法人の役職員は、当法人の役職員が前条に基づき通報等を行ったこと、若しくは通報者に協力したこと、又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者

等に対する町懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(施行期日)

第 19 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

以上